

第6次見附市総合計画（案）に寄せられた意見と市の考え方

令和8年1月23日から2月23日までの間、「第6次見附市総合計画（案）」のパブリックコメントを行い、4人61件のご意見が寄せられましたので、その内容とそれに対する市の考え方をお知らせします。ご意見をいただきまして大変ありがとうございました。

No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>【該当箇所：全体】個別の施策に載せる写真にコメント（説明）を加えた方が理解しやすいと考えます。 例えば、74ページの下段右側の写真の車両は何ですか。</p>	<p>計画に掲載している写真につきましては、序論部分においては見附市全体のイメージを視覚的に伝えることを目的として掲載しており、個別の説明は付していません。 一方で、前期基本計画部分の個別の施策における説明については、ご指摘のとおり写真に説明があることでより理解が深まることから説明を付して掲載させていただきます。 なお、74ページ下段右側の写真は「見附市トイレトレーラー」の写真となります。</p>
2	<p>【該当箇所：全体】全体的なことであるが、本計画の図と表に、タイトルと番号が振られていない。 非常に見づらいので図表番号とタイトルをつけてもらいたい。</p>	<p>本計画における図表の表示についてですが、図については本文中で内容が特定できる構成としており、表についても必要に応じてタイトルを付して整理しています。計画書全体のレイアウトや可読性とのバランスを踏まえ、すべての図表に一律に番号およびタイトルを付す構成とはしていません。</p>
3	<p>【該当箇所：全体】全体的なことであるが、目標について「増」「減」の一文字では読み取りづらいので、「増加させる」「減少させる」と表記した方が良くはないか。</p>	<p>本計画において、図表の目標値等の表記に「増」「減」と簡潔な略記を使用しているのは、計画全体を一覧性・可読性の高い形式で示すという趣旨によるものです。 「増加させる」「減少させる」といった表現は、本文中でも文脈に応じて記述</p>

		しており、計画全体として方向性は明確に示しています。
4	<p>【該当箇所：全体】全体的なことであるが、前期の総合計画で記載のあった「スマートウェルネス みつけ」を完全に抹消してしまうのだろうか。前市長が進めた施策は、全国的にも注目され、国土交通省の資料にも登場するほどであり、行政視察も多かったように感じるが、これを完全に抹消すると「見附市はスマートウェルネスをやめた」と誤解されるので、何らかの形で残すべきではないか。</p>	<p>ご指摘の「スマートウェルネスみつけ」につきましては、第5次総合計画において都市の将来像に位置付けてきた考え方であり、本市のまちづくりの方向性を示す重要な取組であると認識しています。</p> <p>本計画においては、特定の事業名称としての記載はしていませんが、その考え方や理念については、計画策定にあたっての4つの視点の一つに位置付け、引き続き推進していくものとして整理しています。</p> <p>したがって、「スマートウェルネス」を終了するものではなく、その理念を発展的に継承し、総合計画全体に組み込んでいることから、計画の修正は行わないこととします。</p>
5	<p>【該当箇所：全体】・計画全体、及び基本目標（4つ）についての指標が無い。長岡市の計画のように、①総合指標 ②基本目標についても、設定が必要では？</p>	<p>本計画では、基本施策ごとに具体的な指標を設定し、施策単位で進捗管理を行う構成としています。</p> <p>計画全体の総合指標については定めていませんが、みつけの将来像に「暮らし満足 No.1」を掲げ、各基本施策の達成度をはかる指標として可能な限り市民アンケートの分野毎の満足度を設定し、それらの達成度を積み上げて全体の成果を評価する考え方としています。</p> <p>また、基本目標ごとに指標を設定することについては、ひとつの目標の中に多くの分野の施策があるため、特定の指標で目標全体を評価することは困難だと考えています。そのため修正を行わず、現状の記載のままとさせていた</p>

		<p>できます。</p> <p>ご提案の総合指標の設定については、今後の計画見直しの際の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>【該当箇所：全体】・計画では、基本施策に関する指標が約 40 ある。そのうちの約半数の目標は、「数値」ではなく、「増減」の文字で示されており、評価の際に曖昧さが生じると思われる。</p> <p>このため、アウトプットとして、約 73 の主要施策から、一つずつそれぞれ代表的な指標を 73 件、選択することが可能では？</p>	<p>本計画では、基本施策ごとに達成度をはかる指標（アウトカム）を設定し、その達成に向けた取組状況を把握するため別途指標を整理する体系としています。</p> <p>基本施策の達成度をはかる指標について「増加」「減少」といった表現としているのは、現状値からの改善を目指すという方向性を示すとともに、その方向性に進んでいるかどうか評価・検証することを目的としたものです。</p>
7	<p>【該当箇所：全体】・その上で、例えば、①【基本目標 1】の評価のためには、それを構成する 4 つの基本施策の評価を指数化する。②更に、基本施策の評価は、それぞれの主要施策の評価を指数化して集計すれば、可能になるのでは？</p>	<p>ご提案のように、主要施策から基本施策、基本目標へと数値を積み上げて評価する手法は理論上可能ですが、施策ごとの性質や影響度が異なること、数値化が困難な取組も多いことから、単純な合算による総合評価は必ずしも適切とは限らないと考えています。</p> <p>本計画では、基本施策ごとの成果指標と主要施策ごとの活動指標を組み合わせることで進捗管理を行う体系としています。</p>
8	<p>【該当箇所：全体】・第 4 回まちづくり総合審議会の追加資料に「考え方」として、指標の一覧表が作成されている。</p> <p>計画書に掲載される場合には、タイトル行の現状欄に、「R6 年度」を追記すれば、個々の欄の「R6 年度」は、不要になり、記入は、例外年度等に限定されるので、表がスッキリすると思われれます。</p>	<p>本計画に掲載している指標の現状値は、すべてが令和 6 年度の数値ではなく、実施時期や制度上の公表年度の違いにより、年度が異なる指標も含まれています。そのため、タイトル行に一律で「R6 年度」と記載した場合、実際の数値と年度の不整合が生じるおそれがあります。こうした事情から、各指標ごとに年度を明記する現在の表記方法は、数値の正確性および誤解防止の</p>

		<p>観点から適切であると考えています。</p> <p>一方、本計画の計画期間を「年度」としていることから、36 ページ以降「基本施策の達成度をはかる指標」の「目標（令和 12 年）」の表記について「目標（令和 12 年度）」に統一し、8 ページに以下の説明等を追記しました。なお、人口ビジョンをはじめとする各種統計資料に基づく表、グラフ、推計等においては、一般的に「年」の表現を基本としていることから、現行のままとします。</p> <p>===</p> <p>前期基本計画では、計画期間の最終年度である令和 12 年度（2030 年度）を目標年度とし、基本施策ごとに達成度をはかる指標を設定しています。</p> <p>指標には、まちづくり市民アンケート、統計情報、各種調査等の結果など、施策の成果を客観的に把握できるものを用いています。</p> <p>これらの指標は基準となる年度や計測期間、公表時期がそれぞれ異なるため、目標年度である令和 12 年度末時点（2030 年度末時点）の数値が把握できない場合があります。その場合には、直近の公表値や調査結果を用いて評価を行います。</p>
9	<p>【該当箇所：全体】・この計画案は、国の指針等に基づき、各課でされている専門的な計画の要約版であると思われる。このため、計画の体系に合わせて、市民生活に直結する計画名等の記載は、有用であると思われる。例として、「近年、パブコメに登場した計画」、「豪雨災害対応ガ</p>	<p>本計画は、市のまちづくり全体の方向性を示す最上位計画として位置付けており、各分野で策定している個別計画やガイドブック等の内容を包括的に整理し、基本目標や主要施策として体系化したものです。</p> <p>ご提案のとおり、市民生活に直結する個別計画やガイドブック等の名称を計</p>

	<p>イドブック」、「認知症あんしん生活ガイドブック」など。</p> <p>因みに、長岡市総合計画では、資料編の中で 50 余の計画名が記載・紹介されている。</p>	<p>画内に明示することは、市民の皆様にとって関連施策をより具体的にイメージしやすくするという点で有用な側面があると認識しています。</p> <p>一方で、本計画は施策の方向性を示すことを主眼としており、掲載対象とする計画の範囲や記載方法の整理が必要となることから、今回の計画案への反映は見送らせていただきます。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の改定時における資料編の充実や関連計画の一覧化などの検討にあたり、参考とさせていただきます。</p>
10	<p>【該当箇所：全体】・「第3次 見附市総合計画」では、40 余の分野について、①現状と課題 ②施策の方向 ③施策の体系 ④主な施策が述べられている。</p> <p>次回からは、主要施策の説明の四角の枠内に、「現状と課題」に関する説明も関する説明も記述されることを希望します。</p>	<p>ご意見のとおり、第3次見附市総合計画では各分野ごとに「現状と課題」を明示していました。</p> <p>本計画では、計画全体の冒頭において社会経済環境の変化や本市の現状・課題を整理するとともに、各施策の内容にその趣旨を反映させる構成としています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、次期計画策定時の構成検討の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>【該当箇所：全体】・現在、同時にパブリックコメント中の「学校適正配置計画」の冒頭の4頁の中で、「18年教育」のことが、繰り返し述べられている。</p> <p>しかし、この総合計画案には、見つからない。不要なのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の「18年教育」につきましては、58ページの基本目標2－基本施策(2)－主要施策②「見附の未来も見据えた豊かな人間性と社会性の育成を図ります」の中で、次のとおり明記しています。“本市では、就学前から義務教育、高等学校年代までを通じた一貫した支援・育成の考え方を「18年教育」として位置付け、学校教育のみならず、子育て支援や人権教育、生徒指導等も含めた包括的な取組として推進することとしています。”「学校適正配置計画」</p>

		<p>においても同様の理念が示されていますが、総合計画においても主要施策の中でその方向性を明確に記載していることから、現時点で追加の修正は行わない方針とします。引き続き、関連計画との整合を図りながら、「18年教育」の理念に基づく取組を推進していきます。</p>
12	<p>【該当箇所：P6】「みつけの将来像」に「コンパクトシティ」という言葉が無定義で記載されているが、都市計画等に関心の薄い人だと馴染みがない言葉であるので、例えば国土交通省の資料にあるように「市街地をコンパクト化し、都市の持続性を確保する」などの注釈を入れた方が良いのではないか。また、コンパクトシティに言及するのであれば、そのための計画である「見附市立地適正化計画」についても、ここで言及すべきと考える。</p>	<p>「コンパクトシティ」の表記については、本市のまちづくりの方向性を示す基本的な概念として、これまでも各種計画や施策において用いてきたものであり、本計画においても将来像を端的に表現する言葉として記載しています。</p> <p>また本計画では、「みつけの将来像」において具体的に記載しており、「コンパクトだからこそ実現できる人と人、人と地域のつながり」を重視する考え方を示しています。</p> <p>このように、本計画においては単に都市機能の集約という物理的側面のみならず、暮らしやすさ、移動のしやすさ、多世代共生、地域の持続性といった視点を含めた本市の目指すまちの姿を文章全体で説明していることから、概念として一定の理解は可能であると考えています。</p> <p>なお、総合計画は本市のまちづくりの基本的な方向性を示す上位計画であり、都市計画制度上の位置付けや制度的な定義、具体的な誘導施策等の詳細につきましては、個別計画である見附市立地適正化計画等において整理することとしています。</p> <p>以上のことから、本計画における現行</p>

		<p>の記載を基本とし、修正は行わないこととします。</p> <p>なお、いただいたご意見は、今後の計画策定や資料作成の際の参考とさせていただきます。</p>
13	<p>【該当箇所：P6 他】満足度 NO.1 が、          適当では？例えば、13 頁では、「重要度」、「満足度」と記載されている。</p>	<p>「満足 No. 1」は本市の将来像を示す理念的な表現として用いているものであり、数値的な順位や統計上の指標を直接示すものではありません。</p> <p>一方、13 ページに記載している「満足度」はアンケート等に基づく調査指標を示す用語であり、目的や性格が異なるため、現行の表記としています。</p>
14	<p>【該当箇所：P7 他】・育成の目標の一つ。「見附」は必要ですか。（「ふるさと」のみで十分では？）</p> <p>・7 頁に、「二地域居住（国土交通省の施策らしい）も視野に入れながら・・・」の記述があり、ふるさとは、見附に限らない時代に変化してきているのでは？二地域居住と不整合では？</p>	<p>教育大綱における「ふるさと見附」は、本市の子どもたちが郷土への理解と愛着を深め、地域社会の一員としての自覚を育むことを目的として明示しています。</p> <p>「ふるさと」という言葉のみとする考え方もありますが、行政計画として対象地域を明確にする趣旨から、地名を付しています。</p> <p>また、二地域居住のような多様な暮らし方が広がる中においても、郷土への愛着と外部との関わりは両立するものであり、本市の教育理念と矛盾するものではないと考えています。</p>
15	<p>【該当箇所：P9】「安全安心の備え」の中の文に「気候変動の影響によって、局地的な豪雨や洪水、土砂災害のリスクが高まっており、本市においても水害や地震への備えが一層重要となっています」とあるが、前段で下線を引いた部分の中で、土砂災害は「豪雨」とかかわりなく「地すべり」や「がけ崩れ」も起こるの</p>	<p>ご指摘のとおり、土砂災害には豪雨以外の要因によるものもあり、また文章構成上、地震に関する記載が前段と直接対応していない点がありました。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、表現の明確化を図るため、9 ページ「(3) 安全安心への備え」の記載の一部を下記のとおり整理します。</p> <p>===</p>

	<p>で、後段の部分を「水害及び土砂災害への備え」とすべきではないか。また、前段の下線で述べていない「地震」が後段の下線部でいきなり記載されるのは文章の構造として乱暴なので、「地震」への備えに関する文は別に記載すべき。</p>	<p>近年、気候変動によって局地的な豪雨や洪水、土砂災害のリスクが高まっています。加えて、我が国は地震が多発する国であり、本市においても各種自然災害への備えが一層重要となっています。また、～</p>
<p>16</p>	<p>【該当箇所：P10】「デジタルデバイド」との横文字が無定義で記載されているが、公用文の中で外来語を用いる場合は、日本語として定着していないものについて注釈をつけるなどの配慮が必要なはずである。この言葉は、日本語として定着しているとは言い難いので、注釈をつける必要があるのではないか。</p>	<p>「デジタル・デバイド」という用語は、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差という意味であり、本計画においては、デジタル技術の活用とともに、その利用環境や活用能力の格差への対応を示す趣旨で用いています。ご指摘のとおり、日本語として定着しているとは言い難いかと思います。10 ページ「(5) デジタル社会の進展」の記載の一部を下記のとおり追記します。</p> <p>===</p> <p>一方で、高齢者や障がいのある人を中心にデジタル・デバイド（インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差）が懸念されており、～</p>
<p>17</p>	<p>【該当箇所：P10】・高齢者や障害のある人「デジタル・デバイドの懸念」とある。しかし、本文の高齢者・障害者施策（86, 87 頁）には、対応策が記述されていないのでは？</p>	<p>ご指摘の「デジタル・デバイドへの懸念」への対応につきましては、高齢者施策の本文（86 ページ）において記載している、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セカンドライフの生活をより充実させる学びや活動の場の提供</li> <li>・多様な社会参加の機会の拡充</li> <li>・孤立を防ぐ地域支援体制の充実</li> </ul> <p>の中に整理しています。</p> <p>これらの「学びの場」には、デジタル機器の活用支援や情報活用能力の向上支</p>

		<p>援も含まれており、デジタル・デバイドの解消に向けた取組も当該施策の一環として推進していく考えです。</p> <p>以上のことから、現行の記載においてデジタル・デバイドへの対応の方向性は示されており、現時点での修正は行わない方針とします。</p>
18	<p>【該当箇所：P10】・このほかにも、9, 10 頁で、課題として掲げられた内容は、本文の主要施策等の中に、記述されると良いのでは？</p>	<p>9, 10 ページに記載している「社会経済環境の変化」につきましては、本計画全体の背景・前提条件を整理する総論部分として位置付けています。ここでは、人口減少、少子高齢化、安心安全、SDGs、デジタル社会、多様性、財政状況など、本市を取り巻く構造的課題を俯瞰的に示し、その上で後段の基本目標および主要施策へとつなげる構成としています。</p> <p>これらの課題は、特定の施策に限定して対応するものではなく、複数の分野に横断的に関係するものであるため、本文中では個別に再掲する形ではなく、各主要施策の中に趣旨を反映する形で整理しています。</p> <p>なお、本文冒頭においても、社会経済環境の変化を踏まえて本計画を策定する旨を明示しており、計画全体を通じてこれらの課題に対応していく構造となっています。</p> <p>以上のことから、9, 10 ページの課題を各主要施策に改めて書き込む形での修正は行わず、現行の構成を維持する方針とします。</p>
19	<p>【該当箇所：P9 他】・見附市全体の「社会経済環境の変化」の中で、教育分野に関する記述がない。 見附市においても、インクルーシブ</p>	<p>教育分野については、本編の主要施策において、不登校支援や特別支援教育の充実など具体的に位置づけています。</p>

	<p>教育、不登校対応、いじめ・暴力行為対応の課題は、少ないかも知れないが、あると思われるので、現状と対策の記述が必要では？</p>	<p>なお、ご指摘の趣旨を踏まえ、教育を取り巻く課題についても背景としてより明確に伝わるよう、下記の文書を記載します。</p> <p>10 ページ「(6) 多様性の尊重とライフスタイルの変化」の記載に以下の文章を追記します。</p> <p>===</p> <p>～必要があります。また、教育分野においても、子どもたち一人ひとりの多様な個性や特性、背景を踏まえた教育の充実が求められています。</p>
20	<p>【該当箇所：P11】「まちづくり市民アンケート」について、標本数が1000、回答率が45.0%とあるが、統計学的に見たとき、標本サイズは母集団に対して十分ではあるが回答率は高くない。そのため、このアンケート結果を生のデータで用いると、母集団の世代構成比と、アンケート結果の世代構成比が異なる可能性があり、特に子育て世代と老年世代では、回答の視点が異なる可能性がある。よって「ウエイトバック補正」などを行って、より詳細に把握を行うべきと考えるが、市としてはどう考えるか？</p>	<p>まちづくり市民アンケートにつきましては、無作為抽出により1,000人を対象として実施し、回答率は45.0%でした。統計学上、標本数としては一定の精度を確保できる水準であると認識しています。ご指摘のとおり、回答者の属性構成が母集団と完全に一致しない可能性はありますが、本アンケートは市民意識の傾向を把握することを目的としたものであり、単一の指標として政策決定を行うものではありません。各種統計データや個別計画策定時の調査結果、関係団体からの意見等と総合的に勘案しながら施策を検討しています。なお、ウエイトバック補正等の統計的手法の活用につきましては、今後の調査設計の参考とさせていただきます。</p>
21	<p>【該当箇所：P26】「見附市独自の人口の将来展望」の表において、「市独自推計：シナリオ1」などと「市独自推計」という言葉を入れているが、そもそも「推計」とは「統計的手法を用いて計算する」という意味</p>	<p>一般に「推計」はご指摘のとおり統計的手法による算出を意味する用語であり、本市の独自推計においても一定の仮定条件を設定し、既存の人口推計モデル等を活用して算出していることから、用語として不適切なものではない</p>

	<p>だから、ここでその言葉を書くのは不適切と考える。P25 本文と同じように「将来展望」と書くべきではないか？</p>	<p>と考えています。「将来展望」では、人口減少局面の中、将来に向けて本市が目指す施策等の方向性を記載し、「独自推計」では、その将来展望を数値的に可視化したシナリオを示すものを記載しており、役割の違いを踏まえて用語を使い分けています。</p>
22	<p>【該当箇所：P28】「土地利用からみたまちづくりの方針」を新たに項建てしたのは良いと考えるが、その内容が都市計画法とそれに関連する制度のみになっている。土地利用規制の基本法は国土利用計画法であり、その下に個別法として、都市計画法（市街化区域、市街化調整区域、用途地域等）、農業振興地域の整備に関する法律（農振農用地）及び森林法（保安林）等での規制がかかる。本来であれば、国土利用計画法による「国土利用計画（市町村計画）」により個別法での規制を統括することが望ましいが、それが時間的に不可能であれば、本項目において農業振興地域の整備に関する法律や森林法に関する土地利用のあり方について整理しておくべきではないか。</p>	<p>本項目「土地利用からみたまちづくりの方針」は、本市における将来の都市構造の方向性を示すことを目的として整理しているものであり、特に市街地形成や都市機能誘導に直接関係する都市計画制度との整合を中心に記載しています。</p> <p>ご指摘のとおり、土地利用に関する法体系としては、国土利用計画法を基本法とし、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の個別法により規制が構成されています。しかしながら、本計画は、国土利用計画（市町村計画）としての法定計画ではなく、今後の政策の方向性を示すものであることから、すべての土地利用関連制度を網羅的に整理する構成とはしておりません。</p> <p>なお、農業振興地域や森林法に基づく土地利用については、それぞれの法令及び関連計画に基づき適切に運用していくものであり、本計画の方針と整合を図りながら対応していきます。</p>
23	<p>【該当箇所：P31】「サステナビリティ」「シティプロモーション」「ウォークアブルシティ」「ソーシャルキャピタル」と横文字ばかりが続くが、公用文の中で外来語を用いる場合は、日本語として定着していないも</p>	<p>ご指摘のとおり、公用文において外来語を用いる場合には、市民にとって分かりやすい表現となるよう配慮することは重要であると認識しています。</p> <p>一方で、本計画において使用している「サステナビリティ」「シティプロモ-</p>

	<p>のについて注釈をつけるなどの配慮が必要なはずである。これら4つは、日本語として定着しているとは言い難いので、きちんと注釈をつける必要があるのではないか。（「ウオーカブルシティ」は、国土交通省都市局の資料によれば「居心地がよく歩きたくなるまちなかづくり」の記載があり。「ソーシャルキャピタル」については厚生労働省「住民組織活動を通じたソーシャル・キャピタル醸成・活用にかかる手引き」の中に「R. パットナムによれば、ソーシャル・キャピタルは『人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、信頼・規範・ネットワークといった社会組織の特徴』との記載あり。）</p>	<p>ション」「ウオーカブルシティ」「ソーシャルキャピタル」につきましては、単なる用語の紹介として記載しているものではなく、それぞれの該当ページにおいて、本市がその言葉に込める考え方や目指す姿を文章全体の中で具体的に説明しています。</p> <p>総合計画は、本市の将来像や政策の方向性を示す基本計画であり、用語の逐語的な定義を列挙することよりも、文脈の中でその趣旨や考え方を共有することを重視しています。</p> <p>なお、ご紹介いただきました資料などは、今後の広報の際など、より分かりやすい表現を工夫する上で参考とさせていただきます。</p>
24	<p>【該当箇所：P31】「サステナビリティ」「シティプロモーション」「ウオーカブルシティ」「ソーシャルキャピタル」と横文字ばかりが続くが、公用文の中で外来語を用いる場合は、日本語として定着していないものについて注釈をつけるなどの配慮が必要なはずである。これら4つは、日本語として定着しているとは言い難いので、きちんと注釈をつける必要があるのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、公用文において外来語を用いる場合には、市民にとって分かりやすい表現となるよう配慮することは重要であると認識しています。</p> <p>一方で、本計画において使用している「サステナビリティ」「シティプロモーション」「ウオーカブルシティ」「ソーシャルキャピタル」につきましては、単なる用語の紹介として記載しているものではなく、それぞれの該当ページにおいて、本市がその言葉に込める考え方や目指す姿を文章全体の中で具体的に説明しています。</p> <p>総合計画は、本市の将来像や政策の方向性を示す基本計画であり、用語の逐語的な定義を列挙することよりも、文脈の中でその趣旨や考え方を共有することを重視しています。</p>

25	<p>【該当箇所:P34】・視点についても、指標が可能な内容があるのではないか？</p> <p>・例えば、「市民の誰一人取り残さない」の視点については、①防災訓練時の「避難行動要支援者」の参加率 ②いじめの復帰率 等、具体的な指標の設定が可能では？</p>	<p>4つの視点は本計画全体に通底する重視すべき視点として位置づけており、特定の単一指標で評価するのではなく、各分野における施策や指標を通じて総合的に進捗を確認する考え方としています。</p> <p>ご提案いただいた防災や教育分野における具体的な指標については、それぞれの施策分野において適切な指標を設定し、取り組んでいきます。</p>
26	<p>【該当箇所:P36】「関係人口増加に取り組めます」とか P38「関係人口の拡大とつながりの強化に取り組めます」との記載があるが、何の目的で「関係人口を増加させたいのか」について、何らの記載もない。例えば「見附市の観光促進のため」や「見附市の経済活動活性化のため」など、何のために「関係人口の増加・拡大」に取り組むのかを整理しておく必要があるのではないか。</p>	<p>36 ページ「基本施策（1）見附への移住や関係人口増加に取り組めます」の説明文中において「人口減少抑制の取組の一つとして、移住の促進と関係人口の増加を図ります。」と記載しているとおり、人口減少抑制を目的として関係人口の増加に向けた取組を行うこととしています。</p>
27	<p>【該当箇所:P39】「業態の枠を超えた連携や、交流人口の拡大により（以下略）」とか、P43「見附への交流人口拡大と地域経済への寄与度向上を図ります」とか、「交流人口」という言葉が出てくるが、先に記載された「関係人口」と何が違うのだろうか？仮に概念に違いがないのであれば用語を統一すべきだし、概念に違いがあるのであれば「関係人口」と「交流人口」各々に、その意図が分かるような説明を加えるべき。</p>	<p>「関係人口」は、移住・定住には至らないものの、本市に継続的な関心や関わりを持ち、地域活動や情報発信などを通じて中長期的につながりを持つ人を指します。一方、「交流人口」は、観光やビジネス、イベント参加などを通じて本市を訪れる人を指します。本計画では、それぞれの政策目的に応じて用語を使い分けており、その違いが明確となるよう 36 ページ「基本施策（1）見附への移住や関係人口増加に取り組めます」に下記の注釈を追記します。</p> <p>===</p> <p>※市と関わる人の表現として、「交流人口」や「関係人口」という言葉を使用し</p>

		<p>ています。「交流人口」とは、観光、ビジネス、イベント参加などを目的として本市を訪れる人のことを指します。</p> <p>「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光などで一時的に訪れる「交流人口」でもない、継続的に地域や地域の人々と多様に関わったり応援したりする人のことを指します。</p>
28	<p>【該当箇所：P40】「スマート農業」が無定義で書かれているが、「スマート」については、その内容について専門外の人がイメージしやすいよう注釈をつけるなどの配慮が必要ではないか。（農林水産省ホームページには、「スマート農業」について「ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業」との記載がある）</p>	<p>ご指摘の「スマート農業」については、ロボット技術やICT等を活用した新たな農業手法を指す政策用語として、国の農業施策において広く用いられている概念です。本計画では、特定の技術内容を詳細に定義する趣旨ではなく、農業分野におけるデジタル技術等の活用推進という方向性を示す用語として使用しているものです。ご指摘のとおり、多くの方がイメージしやすいよう注釈をつけたいと思います。40ページ「主要施策① 稼げる農林業へのチャレンジを応援します」の記載の一部を下記のとおり追記します。</p> <p>===</p> <p>農地の集積・集約化と新技術やスマート農業（ロボット技術やICT等を活用した新たな農業手法）の導入～</p>
29	<p>【該当箇所：P42】主要施策④で「多様な働き方」を書くのであれば、障害者の就労についても記載した方が良いのではないかと。「市民のだれ一人取り残さない」ことを目標にするのであれば、これについても書き込むのが望ましいと考える。なお、障害者の就労に関する施策は、本計画内のどこの主要事業にも盛り込まれていないことを申し添える。</p>	<p>障がいのある方の就労に関する記載については重要な視点であると認識しています。本計画では、障がい者施策については基本目標3の主要施策⑤（87ページ）で総合的に推進する構成としています。ご意見を踏まえ、主要施策④への追記ではなく、87ページ「障がい者の福祉の充実を図り、共生社会の実現に向けた取組を推進します」の記載内容において、下記のとおり修正し</p>

		<p>ます。</p> <p>===</p> <p>～、相談支援体制の充実を図ります。あわせて、自立支援や就労支援等の社会参加を促す体制や環境づくりを進め、障がいの有無に関わらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指します。</p>
30	<p>【該当箇所：P43】主要施策⑥の説明文に、観光物産協会などと連携し大会・合宿への誘致を進めとありますが、</p> <p>スポーツツーリズムに関しては見附市スポーツ協会においても、刈谷田川ハーフマラソン大会、女子軟式野球大会など、交流人口拡大に貢献した事業を展開しています。市内事業者と一括りにせずスポーツを標榜するのであれば、スポーツ協会の名称明記をお願いします。</p>	<p>スポーツ大会や合宿の誘致にあたっては、観光物産協会に加え、見附市スポーツ協会をはじめ、地域のスポーツ少年団など、さまざまなスポーツ関係団体と連携しながら取り組んでいます。ご意見を踏まえ、スポーツ分野との連携がより明確に伝わるよう、43ページ「主要施策⑥ 見附への交流人口拡大と地域経済への寄与度向上を図ります」を以下のとおり修正します。</p> <p>===</p> <p>あわせて、見附市観光物産協会やスポーツ団体、市内事業者と連携し～</p>
31	<p>【該当箇所：P46】主要事業1「優良な宅地の整備を誘導します」においては、市としても一歩踏み込んで、山形県鶴岡市「つるおかランドバンク」のような取り組み（空き地を活用した小規模区画再編など）を行うことも考慮すべきではないか？民間宅地開発は、人口減少期に入っているために地方の周辺都市では低調であるため、民間ばかりに任せても宅地の増加は難しいと考える。</p>	<p>ご提案のとおり、空き地を活用した小規模な区画再編等を通じた土地の有効活用は、人口減少下における住宅施策の一つの手法であると認識しており、つるおかランドバンクの取組のような事例も含め、先進事例の動向については今後の施策検討の参考としていきます。</p> <p>本計画においては、「優良な宅地の整備を誘導する」という基本的な方向性を示すものとして整理しており、具体的な事業手法については、今後の社会経済状況や財政状況等を踏まえながら検討していきます。</p>
32	<p>【該当箇所：P49】「歩道の整備を進</p>	<p>ご指摘のとおり、通学路の安全確保は</p>

	<p>めます」とあるが、歩道整備ということに限れば、国土交通省が重点事業としている「小学校の通学路」が最も優先されるはずであり、そのために見附市でも「見附市通学路交通安全プログラム」を定めているはずである。歩道事業については総花的な目標にするよりも、的を絞った書きぶりにした方が良いのではないか？例えば、見附市では今後学校再編が行われるのであるから、その再編に絡むものを「見附市通学路交通安全プログラム」に取り込み、小学校まで徒歩で歩く場合の歩道や、スクールバスの集合場所までに必要な歩道を優先するなどの記載にした方が良いのではないか？また、歩道整備を行うべき道路管理者は市ばかりでなく、国土交通省や県の管理道路もあるのだから、それについても書くことが必要ではないか？</p>	<p>重要な課題であり、本市においても「見附市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携しながら対策を進めています。</p> <p>本計画における「歩道の整備を進めます」との記載は、特定の路線や対象を限定するものではなく、安全で安心して移動できる道路環境の確保という方向性を示したものです。</p> <p>具体的な優先順位や整備箇所については、通学路交通安全プログラムをはじめとする個別計画や関係機関との協議を踏まえ、適切に対応していきます。</p>
33	<p>【該当箇所：P53】・教育大綱の「理念」は、未制定でしょうか。 （県や他市の大綱では、大抵、その冒頭に記載がある。）</p>	<p>教育大綱の理念につきましては、本市の最上位計画である総合計画の基本理念「魅力たっぷり 未来につなげる みんなのみつけ」を基盤として位置付けています。</p> <p>その上で、「ふるさと見附を愛する子ども」「世に役立つことを喜びとする子ども」の育成を目標に掲げ、3つの基本施策を定めています。</p>
34	<p>【該当箇所：P53】・大綱は、【基本目標 2】の一部（学校教育等に限定）ではなく、(1) から (5) までの全部（生涯学習までを含む）を対象にすべきではないでしょうか。 ・教基法第3条に依るものか、まず、</p>	<p>教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する施策の方向性を示すものです。</p> <p>本市では、総合計画の体系の中で教育大綱を基本目標 2 未来を担う人を育</p>

	<p>生涯学習という全体の枠組みがあり、年齢に応じて、就学前・義務教育・高等学校等の「学校教育等」があるのでは？（県や他市の大綱では、大抵、学校教育等及び生涯教育・社会教育の記載がある。）</p>	<p>むまちづくりの基本施策(1)、(2)、(3)に位置付け、法の趣旨および本市の組織体制との整合を踏まえた構成としており、教育行政に係る事務のうち、教育委員会であるこども課、学校教育課、教育総務課が所管する事業を中心として整理しています。</p> <p>一方で、生涯学習や社会教育に関する施策については、市長部局において所管しており、総合計画全体の各分野において体系的に整理し、推進する構成としています。</p>
35	<p>【該当箇所：P55】主要施策②「子育て・出産へのサポートと負担軽減を図ります」の主要事業に「安心して妊娠・出産できる環境の整備を図る」とあるが、見附市には産婦人科はなく、妊婦は市外の病院での診察・出産となるのが現状である。産婦人科医も少ないことは承知しているが、例えば市立病院に「婦人科」を設け、出産が近くなった時に市外の病院に「紹介」するようなシステムがあれば、妊婦の負担は減る。実際に、魚沼市立小出病院ではその仕組みがあるのだから、こういった施策も目標に掲げたらどうか？</p>	<p>本計画における「安心して妊娠・出産できる環境の整備」については、必ずしも医療機関の新設や診療科の設置に限定するものではなく、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない支援体制の充実や、関係機関との連携強化などを含めた総合的な支援環境の整備を指すものです。</p> <p>ご指摘のとおり、本市には産科医療機関がなく、市外医療機関を利用している現状がありますが、医療提供体制の整備については、医師確保や医療圏全体の医療資源配置など、広域的かつ専門的な観点からの検討が必要となります。</p> <p>いただいたご提案につきましては、今後の施策検討の参考とさせていただきますが、本計画においては現行の記載のとおりとします。</p>
36	<p>【該当箇所：P57】・県や国の平均以上では、評価がしづらいのでは？もし、比較するなら、例えば、県の「教育振興基本計画（仮称・素案）」のように、平均±〇〇点の方が、評</p>	<p>学力等の指標については、客観的な評価の視点として国、県平均等との比較を用いています。</p> <p>一方で、文部科学省からは、わずかな数値差による序列化や過度な競争を生</p>

	<p>価も明確になるのでは？</p>	<p>まなひよう、公表方法に配慮することが求められています。</p> <p>本市では、こどもたち一人ひとりの成長を重視する観点から、数値のみが独り歩きしない形での公表としています。</p>
<p>37</p>	<p>【該当箇所：P57】・今日的な指標としては、「いじめの解消率」、「不登校への対応」、「先生方の超過勤務改善」などが必要では？（上記の「県の基本計画」から）</p>	<p>いじめや不登校、教職員の働き方改革は、今日的な重要課題であると認識しています。</p> <p>本計画では、こども一人ひとりの状況に応じた支援体制の充実や相談体制の強化等を通じ、課題解決に取り組む方向性を示しています。</p> <p>なお、いじめや不登校については、単純な数値のみで評価することが適切でない側面もあるため、質的な支援の充実を重視しながら取組を進めていきます。</p> <p>教職員の働き方についても、教育環境の充実の観点から改善に努めていきます。</p>
<p>38</p>	<p>【該当箇所：P59】主要施策③「見附産米や地元産食材を取り入れた給食の提供に努めます。」とあるが、「努める」との語末は「努力規定」なので、強制性がない記述になる。個人的には「給食の提供を行うもの」とし、義務にした方が良く考えるが、教育委員会として義務に出来ない理由が存在するのか？</p>	<p>「見附産米や地元産食材を取り入れた給食の提供に努めます。」との表現につきましては、安定的な食材確保や価格変動、天候等による収穫状況の影響、給食として必要な数量・品質の確保、学校給食法に基づく栄養基準への適合など、さまざまな条件を総合的に勘案する必要があることから、一定の弾力性を持たせた表現としています。</p> <p>学校給食は、安全性や安定供給を最優先に運営しており、地元産食材の活用は重要な取組と認識していますが、すべてを義務的に実施することとした場合、調達状況によっては安定的な給食提供に支障が生じる可能性もありま</p>

		<p>す。</p> <p>そのため、本計画においては現行の記載のとおりとしつつ、可能な限り地元産食材の活用を推進していきます。</p>
39	<p>【該当箇所：P60】基本施策（3）の文に「こどもの未来にとってふさわしい環境を整えるため、学校適正配置計画に基づく統廃合を着実に進めていきます。」と書いているが、「ふさわしい環境＝学校適正配置計画に基づく統廃合」とするのは極めて乱暴な書き方である。本来は、人口減少に伴う複式学級の出現やクラス替えのできない環境、教員は位置の困難さなどが、学校適正配置計画（案）の背景に書いてあるのだから、それを取り込んで丁寧に整理すべきものだと考える。ゆえに、この文は再検討すべきだ。</p>	<p>本計画における当該記載は、統廃合そのものを目的とする趣旨ではなく、人口減少の進行に伴う教育環境の変化を踏まえ、子どもたちにとってより望ましい学習環境を確保するための手段の一つとして、学校適正配置計画に基づく取組を進めることを示したものです。学校適正配置計画においては、児童生徒数の減少に伴う複式学級の発生、クラス替えが困難な状況、教職員配置や学校運営上の課題など、さまざまな背景や課題を整理した上で検討を行っています。総合計画は本市のまちづくりの基本的な方向性を示す上位計画であることから、個別具体の背景や詳細な検討過程までは記載せず、計画に基づき着実に進めるという方針を示す表現としています。以上のことから、本計画の趣旨は現行の記載で一定程度表現できていると考え、修正は行わないこととします。</p>
40	<p>【該当箇所：P61】令和4年度から「見附市部活動の在り方検討委員会」が設置され、現在に至るまで中学校部活動の地域展開（地域移行）に関する検討が継続されています。このことは中学校教育活動における重要な項目の変更になるものと思いますが、この件に関しての記述が一切見当たりません。</p> <p>今後の方向性からすれば、地域と連携した教育の充実に関わる項目で</p>	<p>中学校部活動の地域展開（地域移行）については、ご指摘のとおり、今後の中学校教育活動や地域との関わり方に影響を与える重要な取組であると認識しています。</p> <p>本計画においては、65ページ「基本施策（4）－主要施策① こどもにとって魅力的なまちづくりを進めます」の中で「少子化や中学校の部活動の地域展開などの影響により、家庭や学校以外の時間の過ごし方が多様化してい</p>

	あり、見附市として積極的かつ責任ある取り組みを進めることを明確に記述することをお願いします。	る」ことに触れ、「こどもの活動の選択肢を確保できるよう、地域の関係団体と連携し取組を進めていく」と記載しています。
41	【該当箇所:P61】主要施策①に「コミュニティ・スクール」「地域学校協働本部事業」「わくわく体験塾」「みつけ Job チャレ教育」「防災スクール」と列記されているが、P58 主要事業に記載のあった「みつけ Job チャレ教育」を除き、本計画内に何の説明の記載もなく、読み手には極めて不親切である。ゆえに、きちんと注釈をつけて内容を記載する必要があるのではないか。	<p>本計画に記載している「コミュニティ・スクール」「地域学校協働本部事業」「わくわく体験塾」「みつけ Job チャレ教育」「防災スクール」につきましては、これまでも本市の各種計画や施策の中で継続的に位置付け、推進してきた取組であり、市の教育施策を構成する主要な事業として整理しているものです。</p> <p>総合計画は、本市のまちづくりの基本的な方向性と主要な取組を体系的に示す上位計画であることから、個々の事業の詳細な内容や制度説明までは記載しておりません。具体的な事業内容や実施方法等については、分野別計画や事業概要資料、ホームページ等において紹介しています。</p> <p>また、「みつけ Job チャレ教育」については、58 ページの主要事業にも記載しているほか、その他の事業についても、教育分野における継続的な取組として市民に一定程度周知されているものと考えています。</p> <p>以上のことから、本計画においては現行の記載のとおりとします。</p>
42	【該当箇所:P61】主要施策②に「学校適正配置計画に基づく市立学校の適正配置に必要な整備の実施と、遠距離通学の児童・生徒への通学支援を着実に実施します。」とあるが、そのために必要な「歩道整備」については主要事業に記載がない。小学	<p>学校適正配置計画に基づく再編にあたっては、通学路の安全確保が重要であると認識しています。本市では「見附市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携しながら通学路の安全対策を進めています。</p> <p>本計画における「遠距離通学の児童・</p>

	<p>校の通学路については国土交通省の重点事業ということもあり、見附市でも「見附市通学路交通安全プログラム」を策定していると承知しているが、学校再編を行う場合は通学区域が変わるため、小学校まで徒歩で歩く場合の歩道や、スクールバスの集合場所までに必要な歩道の整備を考える必要がある。また、歩道整備を行うべき道路管理者は市ばかりでなく、国土交通省や県の管理道路もある。ゆえに、主要事業3に「学校再編で通学路の変更が生じる箇所については、歩道整備を進めます」と加え、担当課にも道路整備を担当する建設課を加えたらどうか？</p>	<p>生徒への通学支援」には、歩道整備に限らず、スクールバスの運行や集合場所の安全確保など、多様な支援策を含むものです。また、学校適正配置計画に伴い通学区域の変更が生じる場合には、建設課に限らず庁内関係課が連携しながら、適切に対応していきます。具体的な整備内容や優先順位については、通学路交通安全プログラムや関係機関との協議を踏まえ、個別計画や年度ごとの事業の中で適切に対応していきます。</p> <p>以上のことから、本計画への個別の追記は行わず、現行の記載のとおりとします。</p>
43	<p>【該当箇所：P62】主要施策③「長寿命化に配慮した大規模改修など老朽化対策を実施します。」とあるが、耐用年数や長寿命化の目標について記載がない。令和3年2月に教育委員会が策定した「見附市学校施設長寿命化計画」のP21に「建物の税法上の耐用年数はRC造で47年、S造で34年となっています。（中略）物理的な耐用年数は、『建築物の耐久計画に関する考え方（社団法人日本建築学会）』によると、RC造では、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保された場合には70年～80年程度、更に技術的には100年以上もたせることができる」とされています。また、鉄骨造では錆に対するメンテナンスを適切に実施することにより、RC造と</p>	<p>ご指摘のとおり、学校施設の長寿命化については、令和3年2月策定の「見附市学校施設長寿命化計画」において、改築までの目標耐用年数を90年と設定するなど、具体的な考え方を整理しています。</p> <p>本計画は、市政運営の基本的な方向性を示すものであり、施設ごとの技術的基準や個別の数値目標については、それぞれの個別計画において定めることとしています。</p> <p>そのため、本計画では「長寿命化に配慮した大規模改修など老朽化対策を実施する」という方向性の記載としています。</p> <p>なお、具体的な耐用年数や長寿命化の目標については、「見附市学校施設長寿命化計画」に基づき、引き続き適切に取り組んでいきます。</p>

	<p>同程度の長寿命化を図ることが可能とされています。以上を踏まえ、改築までの目標耐用年数を90年と設定し、建物の健全性確保を前提としつつ、築後90年以上の長寿命化を目指します」と書いてあるので、これを念頭に耐用年数や長寿命化の目標を整理すべきではないか。</p>	
44	<p>【該当箇所:P62】主要施策③「花と緑の取組の継続」と無定義に記載があるが、この取組について本計画内に何の説明の記載もなく、読み手には極めて不親切である。ゆえに、きちんと注釈をつけて内容を記載する必要があるのではないか。</p>	<p>「花と緑の取組」については、本市がこれまで継続してきた花いっぱい運動や緑化活動等、市民協働による環境美化・景観形成の取組を総称して記載しているものです。ご指摘のとおり、多くの人が取組のイメージがしやすいよう注釈をつけたいと思います。40ページ「主要施策③ 安全かつ快適な教育環境の整備を進めます」の説明文に下記のとおり追記します。</p> <p>===</p> <p>花いっぱい運動や緑化活動等の花と緑の取組の継続により児童・生徒等の健全やかな心身の発育を図り</p>
45	<p>【該当箇所:P67】主要施策④の文に「個々人に合わせた悩み相談への対応の他、婚活に必要な心構え(以下略)」とあるが、公用文で「ほか」を書く場合は「他」の文字は使用しないはずなので、ひらがなに修正すべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、公用文における表記の統一の観点から、67ページ「主要施策④ 見附での結婚を後押しします」の「他」はひらがなの「ほか」に修正します。</p> <p>===</p> <p>～婚活をすべきか悩んでいる、どう婚活を進めたら良いかわからないといったような、個々人に合わせた 悩み相談への対応のほか、～</p>
46	<p>【該当箇所:P68】基本施策(5)「生涯学習の推進など、多様なニーズに応じた環境整備を進め、市民が健康でいきいきと学び、出かけたくなる</p>	<p>ご指摘の箇所につきましては、年齢に応じたスポーツ活動や文化芸術活動、生涯学習などの環境整備を通じ、そうした活動の場へ市民が主体的に足を運</p>

	<p>まちづくりを目指します。」とあるが、この下線部では「何の目的で、どこに行きたいのか」が分からない文である。こう書く代わりに「これらの活動に参加や鑑賞をしたくなるまちづくり」などと書く方が良いのではないか？</p>	<p>び、健康でいきいきと学び続けられるまちづくりを目指す趣旨で記載しています。</p> <p>施策全体の方向性を示す表現として現行の記載とします。</p>
47	<p>【該当箇所：P69】「主要施策①市民のスポーツ活動を推進します」とあるが、主要事業においては「環境づくりの促進」、「施設の充実、維持管理に努める」などとトーンダウンとも取れる表記となっています。</p> <p>見附市健幸スポーツ推進計画では、随所に「推進」、「実施」といった積極的な記述となっています。</p> <p>このことから、上位計画にあたる総合計画においても見附市の積極性が感じられる記述への修正をお願いします。</p>	<p>総合計画は、市政全体の基本的な方向性や施策の柱を示す上位計画であり、各分野における具体的な事業内容や実施手法の詳細については、個別計画において定めることとしています。</p> <p>ご指摘の「見附市健幸スポーツ推進計画」は、スポーツ分野に特化した分野別計画であり、「推進」「実施」といった具体的かつ積極的な表現を用いて、施策の展開内容を示しています。</p> <p>一方、本計画における記載は、第5次見附市総合計画から継続して、市民のスポーツ活動を推進するという基本方針のもと、その実現に向けた環境整備や施設の充実などの方向性を示すものであり、消極的な趣旨ではありません。</p> <p>それぞれの計画の役割に応じた表現として整理しているものであり、現行の記載により本市のスポーツ推進に対する姿勢は十分に示されているものと考えています。</p>
48	<p>【該当箇所：P71】基本施策（1）に「柏崎刈羽原子力発電所から30キロメートル圏に位置し、市全域がUPZ（緊急防護措置を準備する区域）に指定されていることから国及び県の動向を注視しながら関係機関と連携して必要な対策を進めます。」と書いてあるが、そのための主</p>	<p>本市は柏崎刈羽原子力発電所から30km圏内に位置していることから、地域防災計画の見直しや原子力防災訓練の実施など、原子力災害に備えた取組を進めています。原子力災害時の避難体制の確保については、国・県が広域的に調整を行う事項も多く、道路整備を含む基盤整備については、関係機関との</p>

	<p>要施策⑥を見ると、地域防災計画見直しや原子力防災訓練実施といった「ソフト対策」だけで、例えば原発避難路整備のような「ハード対策」について考慮されていない。県や他市では「原発避難路整備」を進めているのだから、主要事業に「原発避難路整備」についても加えたらどうか？（電源立地地域対策交付金が見附市も対象になるのであれば、ハード整備に交付金が利用可能ではないのか？）</p>	<p>連携のもと必要な対応を図っていくこととなります。総合計画は施策の方向性を示すものであることから、個別具体の道路整備事業名の記載は行っておりませんが、今後も国・県の動向を注視しながら必要な対策に取り組んでいきます。</p>
49	<p>【該当箇所：P73】主要施策②「緊急輸送道路など主要な道路（以下略）」と無定義に記載があるが、これについて本計画内に何の説明の記載もなく、読み手には伝わらない。ゆえに、きちんと注釈をつけて内容を記載する必要があるのではないか。</p>	<p>「緊急輸送道路」は、高速自動車国道と一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路、並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する「緊急輸送を確保するため必要な道路」という定義です。本計画においては、災害時に緊急車両の通行を確保すべき主要な道路の代表例として「緊急輸送道路」を記載しており、緊急時に物資等の輸送が必要な道路という意図は、現行の記載でも読み手に伝わる内容となっていると考え、現行のままとします。</p>
50	<p>【該当箇所：P74】主要施策④「冬の安心安全な道路交通を確保していくため、除雪業者の協力を得ながら持続可能な道路除雪体制を維持します。」とあるが、近年は建設機械価格の高騰も著しいため、業者所有の機械を利用するやり方にも限界が来るのではないか？ゆえに、市としても国土交通省や県が行っているように「除雪機械の貸与」を増加させる施策も必要ではないか？</p>	<p>近年の建設機械価格の高騰などを踏まえ、除雪体制の維持が重要な課題であると認識しています。 本計画では、持続可能な道路除雪体制の維持という方向性を示しており、具体的な手法については、業者との連携のあり方や機械確保の方法なども含め、社会情勢や財政状況を踏まえながら柔軟に検討していきます。 そのため、特定の手法を明記することはありませんが、今後も安定的な除雪</p>

		体制の確保に努めていきます。
51	【該当箇所：P76】・「犯罪」は、警察の所管では？市で計画作成が可能？	<p>犯罪の捜査・検挙は警察の所管ですが、防犯活動や環境整備などによる犯罪の未然防止は、市町村においても重要な役割を担っています。</p> <p>本市では、防犯灯整備や地域防犯活動の支援などを通じて犯罪抑止に取り組んでおり、その成果を測る指標として市内での犯罪発生件数を設定しています。</p> <p>なお、数値は警察統計に基づく客観的データを活用しています。</p>
52	【該当箇所：P78】主要施策②「住宅用火災警報器や消火器、感震ブレーカーの設置を促進して、住宅防火対策を強化」とあるが、感震ブレーカーについてはその意義を知らない人も多く、また普及率も高くないはずである。ゆえに、本計画内でも感震ブレーカーについて説明を加えるとともに、主要事業としてこの普及に補助を出すなどの誘導策も必要ではないか？	<p>感震ブレーカーは、地震時の通電火災を防止するため、一定の揺れを感知して自動的に電気を遮断する装置であり、国においても普及促進が図られている防災対策の一つです。ご指摘のとおり、普及啓発に努める意図も込めて、78ページ「主要施策② 火災予防や救急車適正利用などの啓発活動を推進します」の下記の文章を追記します。</p> <p>なお、具体的な普及に向けた取組や支援策については、社会情勢や財政状況を踏まえながら個別施策の中で検討し、本計画において補助制度の創設等を明記することはいりません。</p> <p>===</p> <p>住宅用火災警報器や消火器、感震ブレーカー（地震時の通電火災を防止するため、一定の揺れを感知して電気を遮断する装置）の設置を促進して、</p>
53	【該当箇所：P80】主要施策④「空き家バンク事業の活用などを通じて、空き家の早期利活用を促進し、新たな発生の抑制に努めます。」とあるが、建築物についてはいわゆる「新	<p>空き家の利活用にあたっては、安全性の確保が重要であると認識しています。一方、新耐震基準以前の空き家であっても、必要に応じた耐震改修を行うことで安全性を高めた利活用が可能</p>

	<p>耐震基準」(昭和 56 (1981) 年) 以前のものは耐震性が低く、地震の際には真っ先に倒壊しかねないものである。よって下線部を「新耐震基準を満たす空き家の早期利活用」とすべきではないか。</p>	<p>となり、新たな発生抑制につながります。実際に空き家バンク利用者が市の耐震改修の補助制度を活用しているケースもあります。</p> <p>なお、本計画では、空き家の早期利活用と新たな発生の抑制という方向性を示しているものであり、特定の耐震基準に限定する記載は行っておりません。</p> <p>今後も関係法令に基づき、安全性にも配慮しながら空き家対策を進めていきます。</p>
54	<p>【該当箇所:P81】主要施策⑥「道路等インフラの維持・安全確保を図ります」は、道路のみを対象にするのであれば「道路等インフラ」と書かずに、単に「道路」と書けば良い。同様に本文も「地域を結び市民の生活を支える道路などのインフラが今後も安全に通行できるよう(以下略)」とあるが、道路のみに絞るのであれば「道路などのインフラ」と書かずに、単に「道路」と書けば良い。主要事業の中身を見ても道路と橋りょう等となっているが、橋りょうは水管橋等の特殊なものを除けば、道路に包含されるものである。</p>	<p>主要施策⑥の「道路等インフラ」との表記についてですが、制度上の厳密な区分で整理すれば「道路」と表現することも可能と考えます。一方で、本計画は市民の皆様にとって分かりやすい表現とすることも重視しており、「道路等インフラ」と記載することで、道路本体のみならず、橋りょうや関連する附属施設など、生活を支える基盤施設全体を含む趣旨であることを分かりやすく示しています。</p> <p>また、本文における「地域を結び市民の生活を支える道路などのインフラ」との記載も、制度的な分類を厳密に示すものではなく、市民生活を支える基盤施設全体を包括的に表現したものです。</p> <p>以上のことから、本計画においては現行の記載のとおりとし、修正は行わないこととします。</p>
55	<p>【該当箇所:P81】主要施策⑥「身近な生活道路である市道の改良を推進し、快適で安全な道路網を整備します。」とか主要事業3「歩行者の安</p>	<p>本施策では、国や県など他の道路管理者との連携について既に明記しており、市内道路ネットワーク全体の安全確保を図る趣旨で記載しています。</p>

	<p>全確保に向け、身近な生活道路となる市道の整備を推進します」とあるが、「快適で安全な道路網を整備」「身近な生活道路の整備」等の対象が他の道路管理者の管理するものならば、国土交通省や県など他の道路管理者への要望についても考えるべきではないか？また、歩行者の安全確保については、総花的な目標にせず、小学校の通学路等に的を絞るべきではないか？</p>	<p>また、歩行者の安全確保については、通学路を含めた生活道路全体を対象として総合的に取り組むものであり、特定の対象に限定するものではありません。</p> <p>通学路の安全対策については、個別計画に基づき重点的に対応しています。そのため、本計画の記載は現行のとおりとします。</p>
56	<p>【該当箇所：P81】・計画案では、統合の方針が示されている。しかし、新潟日報（令和7年12月22日付け）の記事によれば、国土交通省では、「分散型への切り替え」の方向性が出てきた模様。</p> <p>今後、どのように推進されるのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、国においては人口減少や維持管理コストの増大を背景に、下水道事業のあり方について多様な検討が進められているものと承知しています。</p> <p>本市における農業集落排水施設の統合は、老朽化対策や維持管理の効率化、将来的な財政負担の軽減を目的として進めるものであり、持続可能な事業運営の観点から必要な取組と考えています。</p> <p>今後も国の動向や技術革新の状況を注視しながら、本市にとって最適な手法を検討し、柔軟に対応していきます。</p>
57	<p>【該当箇所：P82】「要支援・要介護認定率」の目標が「20.1%」になっていて、現状値より見かけ上は「上昇」するように見えてしまう。例えば「新潟県総合計画」の「介護が必要な高齢者の割合の増減率(75歳以上)」の指標は「割合の伸びが全国を下回る(令和14年度→令和6年度)」とされているので、例えば「要支援・要介護認定率が全国平均(県平均)を下回る」等の指標としても良いの</p>	<p>要支援・要介護認定率については、高齢者人口、とりわけ後期高齢者人口の増加を踏まえ、第9期介護保険事業計画における推計値を上限として目標値を設定しています。</p> <p>本指標は、認定率の急激な上昇を抑制し、介護予防の取組の成果を測る観点から設定しているものです。</p> <p>ご提案のような全国平均との比較については、外部要因の影響も大きいことから、本計画では市の実態に基づく指</p>

	ではないか？	<p>標を用いることとしています。</p> <p>なお、82 ページ基本施策の達成度をはかる指標の説明文として下記の文書を記載します。</p> <p>===</p> <p>後期高齢者人口の増加を踏まえ、第 9 期介護保険事業計画の推計値を上限として目標値を設定しています。</p>
58	<p>【該当箇所：P91】主要施策①「清掃センターや最終処分場などの維持管理を適切に行い、市内の一般廃棄物処理・リサイクル体制の維持に努めます。」とあるが、「努める」との語末は「努力規定」なので、強制性がない記述になる。個人的には「市内の一般廃棄物処理・リサイクル体制の維持を行うものとします。」と義務にした方が良いと考えるが、何か義務に出来ない理由が存在するのか？</p>	<p>一般廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき市町村の責務とされています。</p> <p>総合計画は施策の方向性を示すものであり、条例等のような義務規定を定める性格のものではないことから、「努めます」という表現を用いています。</p> <p>今後も法令に基づき適切に一般廃棄物処理・リサイクル体制の維持に取り組んでいきます。</p>
59	<p>【該当箇所：P95】基本施策（2）の指標が、下位計画である「第 9 次行政改革大綱実施計画」の達成度になっているが、下位計画の達成度を指標にすることに違和感を感じる。他の指標に出来ないのか？</p>	<p>本基本施策（2）および（3）は、「第 9 次行政改革大綱」の役割を兼ねた内容として位置づけています。行政改革大綱は人材育成、組織体制、財政健全化など多岐にわたる取組を含むため、個別の単一指標では全体像を適切に評価することが難しいことから、実施計画全体の達成度を指標としています。</p> <p>なお、95 ページ基本施策の達成度をはかる指標の説明文として下記の文書を記載します。</p> <p>===</p> <p>本施策は第 9 次行政改革大綱を兼ねており、その実施計画の達成度を指標としています。</p>
60	<p>【該当箇所：P97】主要施策（4）「ペ</p>	<p>ーパーレス化の目的について具体的</p>

	<p>ーパーレス化を推進することで、業務の迅速化や多様な働き方への取組を進めます。」、主要事業3「全庁的なペーパーレス化を推進します」とあるが、ペーパーレス化の目的がこの書きぶりでは見えない。例えば「書類の電子化により保存性・検索性の向上」など、その目的を書くのが望ましいのではないか？</p>	<p>な記載が必要ではないかのご指摘ですが、本計画においては、「業務の迅速化」や「多様な働き方への取組」を進める手段としてペーパーレス化を位置付けており、その方向性を示す表現として整理しています。</p> <p>ペーパーレス化の取組は、書類の電子化による保存性・検索性の向上に限らず、情報共有の円滑化、業務効率化、テレワーク環境の整備、さらには資源使用量の削減など、様々な目的が含まれます。また、総合計画は個別施策の詳細な効果や手法を列挙するものではなく、施策の基本的な方向性を示す上位計画として構成しています。</p> <p>以上のことから、本計画においては現行の記載のとおりとし、修正は行わないこととします。</p>
61	<p>【該当箇所：P101】主要施策③「公共施設や公有財産の最適化を図ります」とあるが、その本文には「施設の利用状況や老朽度、市民や時代のニーズを分析し、集約・複合化、運営方法の見直し、民間活力の導入、施設の転用、廃止、新たな施設整備など、施設の再編や有効活用の検討を行い、施設面・運営面の両面から公共施設の最適化を進めていきます。」とあるが、必要な施設についての長寿命化の考え方については何ら記載がない。その反面、主要事業1は「計画的な施設の保全・長寿命化・除却の検討・実施を行います」とあり、ちぐはぐな記述になっている。長寿命化については、令和7年3月改定「見附市公共施設等総</p>	<p>主要施策③の本文では、「公共施設の計画的な維持管理を行いつつ」と明記しており、必要な施設については適切な保全や改修を行い、長期的な活用を図る考え方を含んでいます。その上で、利用状況や老朽度、市民ニーズ等を踏まえ、集約・複合化、運営方法の見直し、民間活力の導入、転用・廃止・新設など、再編や有効活用を総合的に検討することとしており、維持と再編の両面から公共施設の最適化を進める構成としています。</p> <p>また、耐用年数や大規模改修の時期などの具体的な数値目標については、個別計画である「見附市公共施設等総合管理計画（令和7年3月改定）」において整理しており、本計画はその上位計画として基本的方向性を示すもので</p>

合管理計画」の P18 の試算の前提に「公共施設 60 年（建築後 30 年で大規模改修）」と書いてあるので、これを念頭に耐用年数や長寿命化の目標を整理すべきではないか。

す。同計画では公共施設の目標使用年数を概ね 60 年（築 30 年で大規模改修）とする考え方のもと、長寿命化を含めた試算を行っています。

以上のことから、本計画において長寿命化の視点が欠落しているものではなく、計画体系上の役割分担を踏まえた記載として整理しているため、現時点での修正は行わない方針とします。